

# ホームレス自立支援センターの費用対効果の推計

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク 政策検討作業チーム

2014年12月25日

## <推計結果の概要>

◆9,234万円の事業費で、1億3,260万円の行政コスト削減効果(差額4,026万円=44%の効果)  
(1億3,260万円の内訳=1,307万円の税・社会保険料徴収増+1億1,953万円の生活保護費抑制)

## 1. 推計の目的

この推計の目的は、ホームレス自立支援法の趣旨にもとづいてホームレス対策事業として実施されているホームレス自立支援センター(以下、センターという)について、その財政面での効果や意義を明らかにすることにある。

そのために、仮に、センターを利用した者が、センターで支援を受けなかった場合にすべて生活保護受給に至るとして想定し、それと比較して、実際にセンターで支援を受けた結果として就労に結びついた者について、税・社会保険料の徴収増や生活保護費の抑制といった財政効果がどの程度得られているかを推計する。

## 2. 推計の方法

### 2-1. 推計に用いるデータと前提

推計に用いるデータは、ある政令指定都市で運営されているセンターの2013年度の利用実績である。

このセンターの2013年度の退所者の概要は、次のとおりである。退所者105人のうち、「就労決定」となった者は48人であり、その他の57人の内訳は、「年金等他法」(老齢年金の給付などに結びついた者)が12人、「入院、入所」(生活保護を受給して医療施設への入院、介護施設への入所となった者)が6人、「居宅保護」(居宅での生活保護受給となった者)が22人、「自主退所」が17人となっている。なお、このセンターの入所者が就労に結びついた割合は、2013年度の退所者105人から自主退所17人を除いた88人のうち、就労決定した者が48人であることから、54.5%となる。

実際に推計をするうえで用いるのは、「就労決定」(48人)および「年金等他法」(12人)のデータである。なお、「入院、入所」および「居宅保護」については、生活保護を受給することとなったため、この推計から除外している。さらに、「自主退所」については、退所後の状態を把握することができないため、この推計から除外している。

## 2-2. 推計の方法

本項では、具体的な推計の手順に沿って、数値の算出方法を述べる。

### 2-2-1. 就労による税・社会保険料徴収増の効果（直接的ベネフィット）

就労決定者は、給与等（作業所から支払われる工賃を含む）に応じて税・社会保険料を支払うことになる。この推計では、センター退所者が就労することによって税・社会保険料の徴収増に結びつくことについて、これをセンターの財政効果における「直接的ベネフィット」とみなしている。

就労決定者が支払う税・社会保険料について、この推計では、一人ひとりの額を個別に算出するのではなく、雇用形態別の合計を算出している。具体的な手順を示すと、次のとおりである。

第1に、就労決定者48人について、一人ひとりの給与等月額（総支給額）を元にして年額を算出し、雇用形態ごとの合計額を計上している（表1のb）。例えば、正社員の給与年額の9名分は合計で1,926万円となっている。

第2に、給与等の額から、支払う必要のある社会保険料や所得税、住民税を推計するために、まず雇用形態別に一人あたり平均の給与等の年額を算出する（c）。その年額を元にして、このセンターの位置する政令指定都市の国民健康保険等の社会保険料、所得税、住民税の一人あたりの年額を算出する（d、e、f）。

表1 就労決定者の給与等と税・社会保険料

雇用形態	人数	支払われた給与等の年額の合計	一人あたり平均の給与等年額	一人あたり平均の社会保険料年額	一人あたり平均の所得税年額	一人あたり平均の住民税年額
	a	b	c=b/a	d	e	f
正社員	9	19,260,000	2,140,000	336,768	104,400	67,700
契約社員	14	28,560,000	2,040,000	295,752	97,200	65,100
パート	18	21,192,000	1,177,333	94,607	17,133	3,778
作業所	7	1,764,000	252,000	0	0	0
計	48	70,776,000				

第3に、それらの社会保険料、所得税、住民税について、雇用形態ごとの合計を算出し（表2のg、h、i）、さらにそれらを合計して、就労決定者48人が就労にともなって支払うこととなった税・社会保険料の年額を算出する（j）。これが、上記したように、この推計でセンターの財政効果における「直接的ベネフィット」としてみなすものであり、その額は約1,307万円と見込まれる。

表2 就労による税・社会保険料徴収増の効果（直接的ベネフィット）

雇用形態	人数	支払った社会保険料の年額の合計	支払った所得税の年額の合計	支払った住民税の年額の合計	税・社会保険料徴収増の年額 <直接的ベネフィット>
	a	g=d*a	h=e*a	i=f*a	j=g+h+i
正社員	9	3,030,912	939,600	609,300	4,579,812
契約社員	14	4,140,528	1,360,800	911,400	6,412,728
パート	18	1,702,926	308,394	68,004	2,079,324
作業所	7	0	0	0	0
計	48	8,874,366	2,608,794	1,588,704	<b>13,071,864</b>

## 2-2-2. 就労等による生活保護費抑制の効果（潜在的ベネフィット）

次に、センターにおける支援の結果として就労や年金受給等に結びついたことによって抑制された生活保護費について、これをセンターの財政効果における「潜在的ベネフィット」として推計を行う。

第1に、「就労決定」48人と「年金等他法」12人のすべてが、仮に生活保護受給となった場合に要する生活保護費を算出する。生活扶助と住宅扶助については、このセンターの位置する政令指定都市の級地区分と各人の年齢をふまえて、生活扶助第1類および第2類、冬季加算、期末一時扶助、住宅扶助（当該政令指定都市における特別基準の上限額）の保護基準から、生活保護受給となった場合に要する生活保護費の年額を算出している（表3のl）。医療扶助については、このセンターが運営されている政令指定都市において、当該年度に支出された医療扶助費（入院者を含む）が被保護者一人あたり1年約115万円となっていることから、その数値を計上している（m）<sup>1</sup>。以上の生活扶助と住宅扶助、医療扶助を合計すると（l+m）、約1億4,909万円となる。

第2に、就労決定者48人のうち、就労しつつも給与額が生活保護の最低生活費に満たないなどのため補足的に生活保護を受給しているとみなしうる者について、支給されている生活保護費を推計する。具体的には、一人ひとりの給与等月額（総支給額）を元に、その額に応じた生活保護の基礎控除額や収入認定額を算出し、実際に支給されている生活保護費（生活扶助、住宅扶助、医療扶助）の年額を推計している（n）。

第3に、以上の手順で算出した、「就労決定」48人と「年金等他法」12人のすべてが仮に生活保護受給となった場合に要する生活保護費（l+m）約1億4,909万円から、実際に支給されている生活保護費の推計額（n）約2,956万円を差し引くことによって、抑制できた生活保護費の年額（o）を算出すると、約1億1,953万円となる。これが、この推計でセンターの財政効果における「潜在的ベネフィット」として見込まれる額である。

表3 就労等による生活保護費抑制の効果（潜在的ベネフィット）

雇用形態	人数	生活保護受給者数	生活保護を受給した場合に	生活保護を受給した場合に	支給された生活保護費の年額の合計	抑制できた生活保護費の年額 <潜在的ベネフィット>
			支給される生活保護費(生活扶助、住宅扶助)の年額の合計	支給が想定される生活保護費(医療扶助)の年額の合計		
	a	k	l	m	n	o=(l+m)-n
正社員	9	0	12,042,510	10,350,000	0	22,392,510
契約社員	14	0	18,769,620	16,100,000	0	34,869,620
パート	18	8	24,109,260	20,700,000	14,799,120	30,010,140
作業所	7	6	9,361,410	8,050,000	14,759,700	2,651,710
年金等他法	12	0	15,802,920	13,800,000	0	29,602,920
計	60	14	80,085,720	69,000,000	29,558,820	<b>119,526,900</b>

## 3. 推計の結果——ホームレス自立支援センターの費用対効果

以上のとおり、センターにおける支援の結果として就労等に結びついた者について、税・社会保険料の徴収増や生活保護費の抑制の財政効果の算出を行った。それをふまえて、最

<sup>1</sup> 医療扶助の額については、「福祉行政報告例」等の生活保護統計で生活扶助費と医療扶助費が概ね同等程度であることから、生活保護を受給した場合に支給が想定される医療扶助の額として1人あたり1ヶ月10万円、1年間120万円として機械的にみなして計上することも考えられる。

後に、センター事業にかかる費用を交えて、センターの費用対効果の推計を行う。

第1に、効果については、前項で算出したとおり、センター事業によって得られる行政コスト削減効果は、税・社会保険料徴収増の「直接的ベネフィット」が約1,307万円（表2のj）、生活保護費抑制の「潜在的ベネフィット」が約1億1,953万円（表3のo）であり、両者を合わせて約1億3,260万円となる（表4のp）。

第2に、費用については、このセンターの年間の事業費は約9,234万円である（表4のq）。

第3に、上記の第1の効果から第2の費用を差し引くと、年間の純ベネフィットは約4,026万円となる（表4のr）。したがって、センターの費用対効果については、純ベネフィットを事業費で除すると、43.60%となる（表4のs）。

表4 ホームレス自立支援センターの費用対効果

雇用形態	人数	年間の行政コスト削減 <直接的ベネフィット+ 潜在的ベネフィット>	年間のホームレス自立 支援センターの事業費	年間の純ベネフィット	年間の費用対効果 (%)
	a	p=j+o	q	r=p-q	s=r/q*100
正社員	9	26,972,322			
契約社員	14	41,282,348			
パート	18	32,089,464			
作業所	7	2,651,710			
年金等他法	12	29,602,920			
計	60	<b>132,598,764</b>	<b>92,337,000</b>	<b>40,261,764</b>	43.60